

共同オフィスの経緯

| | 年月 | 設置場所 | 目的等 |
|---|---------------------------------|--------------|--|
| | | | H14(2002)年4月市長公約「NPO・ボランティアとのパートナーシップ」 施政方針演説「市民活動共同オフィス」提案 |
| 1 | H14(2002)年10月～ H16(2004)年10月 | 旧富士銀行 | 多様化する市民ニーズに対応していくため、旧富士銀行横浜支店を暫定活用し、①市民活動団体の活動の拠点とするとともに、公益的な市民活動と行政の協働について、②市民活動団体の担うことのできる部門や範囲、必要となる支援等の施策の検討・検証を行う(実験の)場。(『Share&Links』横浜市市民活動共同オフィス報告書) |
| 2 | H17(2005)年4月～ H21(2009)年3月 | クリーンセンタービル7階 | 公益的な活動を行う市民活動団体に①活動の場を提供し、市民活動がより活発に行われる環境を整備するとともに、様々な主体が適切なパートナーシップの下に協働した活動などを推進し、②公共を行政のみならず様々な主体が担う社会の形成を促すこと。(H16.9.6「市民活動共同オフィス事業の実施方針について」) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> H20(2008)年9月 「今までの積み重ねを活かし、個々に行われてきた事業を「新たな市民活動総合支援拠点」に再編構築することで、より効果的な市民活動支援の実現が求められる」との意見により、市民活動支援センターと共同オフィスを再構築。 「新たな市民活動総合支援拠点について(横浜市市民活動推進委員会意見具申)」 </div> |
| 3 | H21(2009)年11月～ | 市民活動支援センター内 | (1)市民と行政の協働により市民公益活動が活発に行われる環境を整備し、市民の相互連携を促進するとともに、様々な主体が公共を担う社会の形成に寄与すること。(市民活動支援センター事業要綱) (2)共同オフィスで行う事業の内容は、①市民公益活動を行う団体の事務所の提供、②市民公益活動を行う団体の自立や連携・交流・相互支援の促進とする。(横浜市市民活動支援センター事業市民活動共同オフィス設置要領) (3)横浜市市民活動支援センターの一機能として、市内において非営利な市民公益活動を行う団体に、活動の場(共同の事務所スペース)と交流の場を提供することを目的に設置(H28入居団体募集要項) |